



2024年5月27日

各 位

会 社 名 サトーホールディングス株式会社  
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 グループ CEO  
小沼 宏行  
(コード番号 6287 東証プライム市場)  
U R L <https://www.sato.co.jp>  
問い合わせ先 執行役員 CFO 益子 統  
電 話 番 号 03(6628)2423

### 当社取締役等に対する株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役、執行役員および高度専門職（いずれも国内非居住者を除く。以下併せて「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

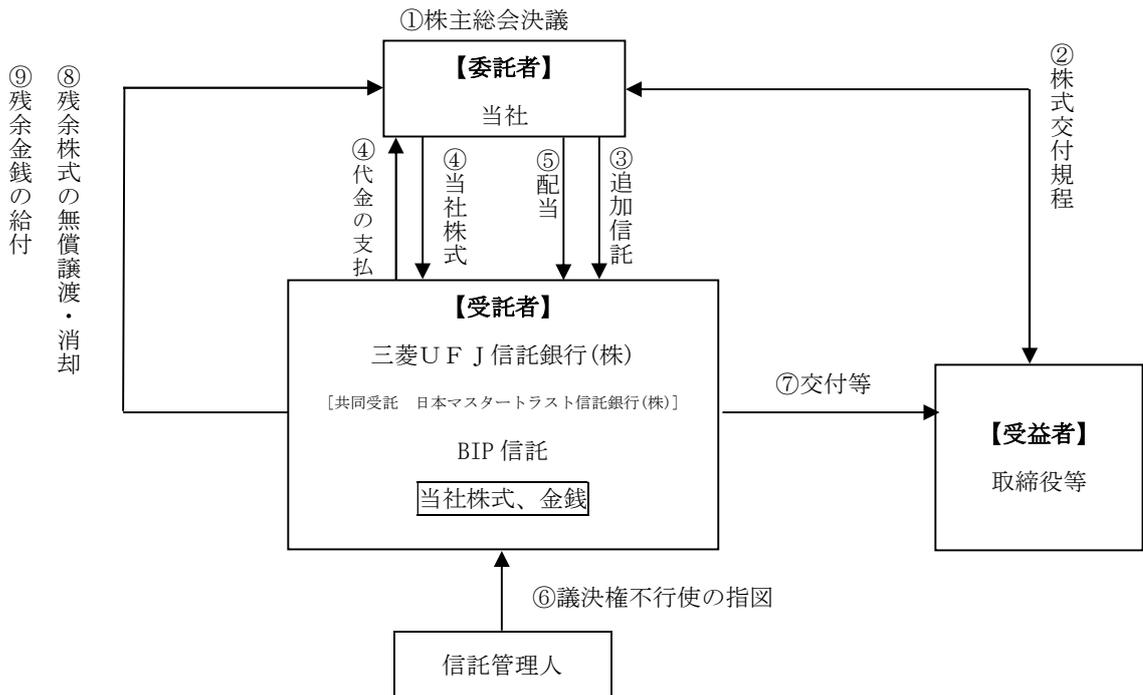
なお、本制度の継続に伴う自己株式の処分の詳細については、本日付「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 記

##### 1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、取締役等を対象とし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、本制度の継続を決定いたしました。
- (2) 本制度は、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP 信託は、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、役位や中期経営計画等の目標達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を取締役等に交付および給付(以下「交付等」という。)する制度です。
- (3) 本制度の継続にあたり、当社は既に設定されている BIP 信託の信託期間を 3 年間延長し、金銭を追加拠出いたします。
- (4) 本制度の継続は、報酬諮問委員会の審議を経ることで独立性・客観性のある決定プロセスを確保しております。

## 2. BIP 信託の仕組み



- ① 当社は本制度に関して、2021年6月18日開催の定時株主総会において役員報酬の承認決議を得ています。
- ② 当社は取締役会において本制度にかかる株式交付規程を制定しています。
- ③ 当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、BIP信託の信託期間を延長します。
- ④ BIP信託は、③で信託された金銭およびBIP信託に残存する金銭を原資として、当社から当社株式の割当てを受けます（自己株式処分）。なお、BIP信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ BIP信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ BIP信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、株式交付規程に従い取締役等に一定のポイントが付与され、一定の受益者要件を満たした取締役等に対しては、当社株式等の交付等が行われます。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の延長および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとしてBIP信託を継続利用するか、または、BIP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ BIP信託の清算時に、受益者に分配された後の残余金銭は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |            |  |
|------------|--|
| ① 信託の種類    | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ② 信託の目的    | 当社の取締役等に対するインセンティブの付与                                  |
| ③ 委託者      | 当社   |
| ④ 受託者      | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）            |
| ⑤ 受益者      | 取締役等のうち受益者要件を充足する者                                     |
| ⑥ 信託管理人    | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦ 信託契約日    | 2016年8月31日   |
| ⑧ 信託の期間    | 2016年8月31日～2024年8月31日<br>（信託契約の変更により2027年8月31日まで延長予定）  |
| ⑨ 議決権行使    | 行使しないものとします。   |
| ⑩ 取得株式の種類  | 当社普通株式   |
| ⑪ 追加信託金の金額 | 145,450,000円（信託報酬・信託費用を含む。）                            |
| ⑫ 株式の取得時期  | 2024年6月17日   |
| ⑬ 株式の取得方法  | 当社自己株式の処分により取得   |
| ⑭ 帰属権利者    | 当社   |
| ⑮ 残余財産     | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上